令和５年度行政監査の結果報告書

令和６年１月

沖縄県監査委員

目　次

第１　監査の概要
１　監査のテーマ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　監査の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　監査対象機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４　監査の着眼点及び主な調査項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
５　監査の実施期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
６　監査の実施方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
７　用語の説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２　監査の結果
１　施設の管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
２　施設の安全対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
３　施設の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
４　施設管理の課題の把握と対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・34
５　沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について　・・・・・・・・・・39

第３　監査の結果に基づく所見等
１　施設の管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
２　施設の安全対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
３　施設の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
４　施設管理の課題の把握と対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・45
５　沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について　・・・・・・・・・・46

別紙１　調査対象機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
別紙２　県立学校に係る調査対象機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
別紙３　行政監査調査票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
別紙４　関係規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第１　監査の概要

１　監査のテーマ

県有施設の安全対策について

２　監査の目的

行政サービスを提供する上で、公共施設の安全・安心は最優先に確保されるべきであるが、自然災害の頻発により、その重要性はさらに高まっている。

また、県有施設の老朽化に伴い、今後の改修、更新、維持管理等においては、財政面を含め計画的かつ適正な管理・運営が求められていることから、各施設における管理体制及び施設の設置目的に応じた運用状況を把握し、その課題を明らかにすることにより施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第２項の規定により、また沖縄県監査委員監査基準（令和２年沖縄県監査委員告示第１号）に準拠して、監査を実施した。

３　監査対象機関

⑴　次に掲げる施設（原則として指定管理者が管理する施設を除く。）を管理する機関を監査対象とした（別紙１）。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第２号に規定する特殊建築物（※）

イ　沖縄県庁舎等管理規則（昭和47年沖縄県規則第４号）第２条第６号に規定する県庁舎等

ウ　沖縄県企業局庁舎等管理規程（昭和56年沖縄県企業局管理規程第７号）第２条第４号に規定する企業局庁舎等

エ　沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第１号）第13条に規定する教育事務所及び第31条に規定する教育機関の用に供する施設

オ　沖縄県警察庁舎等の管理に関する訓令（平成27年沖縄県警察本部訓令第11号）第２条第６号に規定する県警察庁舎

※なお、県立学校については、「県立学校に係る調査対象機関」を対象に監査を実施した（別紙２）。

⑵　管財課

4　監査の着眼点及び主な調査項目

監査の着眼点	主な調査項目
1　管理の適切性	⑴　建築基準法第12条第２項（建築物）に基づく点検について ⑵　建築基準法第12条第４項（建築設備等）に基づく点検について ⑶　施設の自主点検（法定点検以外の点検）について
2　安全対策の適切性	⑴　火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について ⑵　施設管理に係る知識の習得及び啓発について
3　運用の適切性	⑴　施設の維持管理等に関する意見の収集について
4　課題の把握、その対応の適切性	⑴　施設管理業務を行う上での課題について

5　監査の実施期間

令和５年９月から12月まで実施した。

6　監査の実施方法

⑴　施設の点検の実施状況等について、調査票による書面監査を実施した。

⑵　調査票で確認した内容を踏まえ、監査対象機関の中から必要に応じヒアリングを実施した。

7　用語の説明

⑴　特殊建築物

特殊建築物とは、①不特定又は多数の者の用に供する、②火災発生のおそれ又は火災荷重が大きい、③周囲に及ぼす公害その他の影響が大きい等の特性を有し、規制の対象とされる建築物のことであり、建築基準法第２条第２号で、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物と規定されている。

⑵　建築設備

建築設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

⑶　特定建築物

特定建築物とは、建築基準法第６条第１項第１号に掲げる建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第14条の２に規定する建築物をいう。

建築基準法第12条第２項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、当該特定建築物の敷地及び構造について、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を実施することが義務付けられている。

特定建築物となる用途（抜粋）・規模の要件は以下のとおり。

ア　集会場、病院、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、水泳場、スポーツの練習場、展示場、飲食店、物品販売業を営む店舗、倉庫、自動車車庫等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。（建築基準法第６条第１項第１号）

イ　アの用途に供する特殊建築物のうち階数が３以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの。（建築基準法施行令第16条第２項及び第14条の２第１号）

ウ　事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち階数が３以上で延べ面積が200㎡を超えるもの。（建築基準法施行令第16条第２項及び第14条の２第２号）（注）

注：建築基準法施行令の改正により令和５年４月１日に施行された要件であり、改正前は階数が５以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの。

⑷　特定建築設備等

特定建築設備等とは、昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。（建築基準法第12条第３項）

建築基準法第12条第４項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を実施することが義務付けられている。

⑸　維持保全

建築物の維持保全とは、基本的には建築物が竣工した時の適法な状態を継続的に保つことをいう。

建築基準法第８条の規定に基づき、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることが義務付けられている。

具体的には、①日常的な維持管理（清掃・保守、日常点検）、②定期的な維持管理（専門家による日常点検・法定点検）、③随時的な維持管理（修繕・改修工事、用途変更、診断調査）等の管理業務をいう。

⑹　自主点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、「自主点検」とは、「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」（令和５年３月総務部管財課）で示された施設管理者が施設の安全性や快適性を維持するために自ら行う日常点検（日々の業務の中で行う点検）、自己点検（年４回程度、施設の現状に合わせて建物全体についての点検）、緊急点検（台風の接近前後や地震後等に実施する臨時的な点検）をいう。

第２　監査の結果

調査対象機関の回答に基づく書面監査の結果は、以下のとおり。

なお、監査の結果は施設単位で整理しているが、一の施設が複数の建築物又は区域等（以下「建築物等」という。）で構成される場合に、建築基準法第12条に基づく点検の実施年度など質問に対する回答結果が建築物等によって異なり、複数ある場合は、それぞれ該当する回答結果の項目に当該施設を重複して計上している。この場合、施設数と回答数は、当該複数回答数分一致しない。

１　施設の管理について

⑴　建築基準法第12条第２項に基づく点検について

建築基準法第12条第２項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「建築物点検」という。）を実施しなければならない。

建築物点検は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第５条の２の規定により、３年以内ごとに行うものとされている（ただし、検査済証の交付を受けた日以後最初の建築物点検については、当該検査済証の交付を受けた日から起算して６年以内に行う。）。

ア　建築物点検の実施状況

調査対象228施設のうち、建築物点検を実施しなければならない特定建築物を管理する施設は142施設（62.3％）であった（**表１**）。

建築物点検の実施状況は、令和４年度に実施した施設が19施設（13.3％）、令和２年度又は令和３年度に実施した施設が43施設（30.1％）、実施していない施設が81施設（56.6％）であった（**表２**）。

令和２年度から令和４年度までの間に建築物点検を実施した62施設の建築物点検は、全て外部委託により行われていた。

建築物点検を実施していない88施設（重複回答による。）のうち、検査済証交付６年以内の施設のため建築物点検をしていない施設が13施設（14.8％）、実施しなければならないことを知らなかった施設が46施設（52.3％）、実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設が25施設（28.4％）、その他の施設が４施設（4.5％）であった（**表３～表６**）。

表１　施設の全部又は一部が建築物点検が必要な特定建築物に該当するか否か

単位：件

項目	回答数	構成比
①　該当する	142	62.3%
②　該当しない	86	37.7%
合計	228	100.0%

表２　建築物点検の実施状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　令和４年度に実施した	19	13.3%
②　令和２年度又は令和３年度に実施した	43	30.1%
③　実施していない	81	56.6%
合計	143	100.0%

※重複回答：本部港本部地区（２）　（（　）書きの数値は重複回答数である。）

表３　建築物点検を実施していない理由

単位：件

項目	回答数	構成比
①　検査済証交付６年以内の施設である	13	14.8%
②　実施しなければならないことを知らなかった	46	52.3%
③　実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった	25	28.4%
④　その他	4	4.5%
合計	88	100.0%

※重複回答：農業研究センター名護支所（２）、具志川職業能力開発校（３）、本部港本部地区（２）、座間味港（２）、竹富東港（２）、仲間港（２）

表４　建築物点検を未実施の施設（うち実施しなければならないことを知らなかった施設）

	所管部局名	所属課等名	施設名
1	知事公室	消防学校	消防学校
2	総務部	自治研修所	三重城合同庁舎
3		東京事務所	東京職員住宅（若夏荘）
4		東京事務所	東京職員住宅（うるま荘）
5		八重山事務所総務課	八重山合同庁舎
6	子ども生活福祉部	女性相談所	女性相談所 （令和５年度実施予定）
7		中央児童相談所	中央児童相談所
8		コザ児童相談所	コザ児童相談所
9		若夏学院	若夏学院
10		八重山平和祈念館	八重山平和祈念館
11	農林水産部	農業研究センター	農業研究センター
12		農業研究センター名護支所	農業研究センター名護支所
13		農業研究センター宮古島支所	農業研究センター宮古島支所
14		農業研究センター石垣支所	農業研究センター石垣支所
15		畜産研究センター	畜産研究センター
16		森林資源研究センター	森林資源研究センター
17	商工労働部	具志川職業能力開発校	具志川職業能力開発校
18	土木建築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター （令和５年度実施予定）

	所管部局名	所属課等名	施設名
19	土木建築部	宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター （令和５年度実施予定）
20	病院事業局	精和病院	精和病院
21	教育庁	総合教育センター	総合教育センター
22	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
23			警察本部宜野湾宿舎
24			警察本部豊見城宿舎
25		那覇警察署	那覇宿舎
26			那覇第二宿舎
27		豊見城警察署	豊見城宿舎
28			豊見城第二宿舎
29		与那原警察署	与那原宿舎
30		浦添警察署	浦添宿舎
31			浦添第二宿舎
32		宜野湾警察署	宜野湾宿舎
33			宜野湾第二宿舎
34		沖縄警察署	沖縄宿舎
35			沖縄第二宿舎
36		嘉手納警察署	嘉手納宿舎
37		うるま警察署	うるま宿舎
38		石川警察署	石川宿舎

	所管部局名	所属課等名	施設名
39	警察本部	名護警察署	名護第二宿舎
40		本部警察署	本部第二宿舎
41		宮古島警察署	宮古荷川取宿舎
42			宮古鏡原宿舎
43			宮古鏡原第二宿舎
44		八重山警察署	八重山平得待機宿舎
45			八重山真栄里宿舎
46			八重山真栄里第二宿舎

表５　建築物点検を未実施の施設（うち実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設の理由）

	施設名	理由
1	本部港本部地区	待合所、休憩所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
2	座間味港	待合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
3	竹富東港	
4	仲間港	
5	運天港上運天地区	
6	中城湾港津堅地区	
7	本部港渡久地地区	

	施設名	理由
8	徳仁港	待合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
9	野甫港	
10	渡嘉敷港	
11	多良間港前泊地区	
12	小浜港	
13	黒島港	
14	白浜港	
15	船浦港上原地区	
16	鳩間港	
17	水納港（本部町）	
18	内花港	
19	新石垣空港	令和４年度に土木建築部土木総務課が実施した建築基準法第12条点検に関する調査において、空港施設の車庫、倉庫、ターミナルビル、訓練管理棟、寄宿舎においても用途によっては、特殊建築物に該当する施設があることを知り、令和５年度から予算措置を行っており今後実施する予定である。
20	宮古空港	
21	久米島空港	
22	与那国空港	
23	南大東空港	
24	下地島空港管理事務所	
25	宮古病院	新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う外部業者の立入制限等があり、建築基準法第12条の規定に基づく点検を行うことが困難であった。

表６　建築物点検を未実施の施設（その他の理由）

	施設名	理由
1	宮古職員住宅南団地	令和３年度に改修工事を実施した直後で、点検必要性を認識していなかった（令和５年度実施予定）。
2	八重山職員住宅平得団地	令和２年度～令和３年度に改修工事を実施した直後であること、令和４年度中は改修工事を実施していたことから、点検の必要性を認識していなかった（令和５年度実施予定）。
3	病害虫防除技術センター	現在不使用の倉庫で、解体撤去を予定している建物のため。
4	具志川職業能力開発校	令和２年度、令和４年度の改修等工事の際に点検しているため。

イ　建築物点検における要改善事項及びその是正状況

建築物点検を実施した62施設のうち、18施設（29.0％）は要改善事項がなく、44施設（71.0％）は要改善事項があった。

主な要改善事項は、建築物の外部（基礎、土台、外壁）の不良が37施設（59.7％）、建築物の内部（壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等）の不良が36施設（58.1％）、敷地及び地盤の不良（舗装のひび割れ等）が32施設（51.6％）となっている（表７）。

その是正状況については、要改善事項があった47施設（重複回答による。）のうち、点検後１年以内に全て是正済みが３施設（6.4％）、未改善があり是正予定が32施設（68.1％）、未改善があり是正の見込みが立っていないが12施設（25.5％）となっている（表８）。

是正の見込みが立っていない12施設の理由は、予算の確保ができていないが９施設（75.0％）と多く、具体的な修繕方法を検討中が２施設（16.7％）、緊急を要しないため経過観察が２施設（16.7％）となっている（表９）。

表７　建築物点検における要改善事項の内容（複数回答）

（施設数：62施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　なし	18	29.0%
②　敷地及び地盤の不良（舗装のひび割れ等）	32	51.6%
③　建築物の外部（基礎、土台、外壁）の不良	37	59.7%
④　屋上及び屋根の不良	23	37.1%
⑤　建築物の内部（壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等）の不良	36	58.1%
⑥　避難施設等（バルコニー、階段、防煙壁）の不良	10	16.1%
⑦　その他	4	6.5%

［その他の内容］

・出入口吊戸の戸車がレールから脱輪等

・雑草の繁茂

・配管、給水管の劣化

・天井仕上げの損傷(ドアクローザー干渉)、ベランダ手摺コンクリート剥離・クラック

表８　要改善事項の是正状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　点検後１年以内に全て是正済み	3	6.4%
②　点検後１年を超えて全て是正済み	0	0.0%
③　未改善があり是正の予定	32	68.1%
④　未改善があり是正の見込みが立っていない	12	25.5%
合計	47	100.0%

※重複回答：北部職員住宅宇茂佐団地（２）、八重山職員住宅真栄里団地（２）、中部病院（２）

表９　未改善があり是正の見込みが立っていない理由（複数回答）

（施設数：12施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　具体的な修繕方法を検討中	2	16.7%
②　予算の確保ができていない	9	75.0%
③　緊急を要しないため経過観察	2	16.7%
④　その他	1	8.3%

［緊急を要しないため経過観察することとした理由］

・管理委託業者と相談の上で緊急性はないと判断し、対応保留とした。定期的に確認し、劣化が進むようなら修繕対応する。

［その他の理由］

・予算の状況を確認しながら、優先順位をつけ執行を予定

⑵　建築基準法第12条第４項に基づく点検について

建築基準法第12条第４項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「設備点検」という。）を実施しなければならない。

設備点検は、建築基準法施行規則第６条の２の規定により、１年以内ごとに行うものとされている（ただし、検査済証の交付を受けた日以後最初の設備点検については、当該検査済証の交付を受けた日から起算して２年以内に行う。）。

ア　設備点検の実施状況

調査対象228施設のうち、設備点検を実施しなければならない特定建築設備等を管理する施設は151施設（66.2％）であった（**表10**）。このうち、施設の全部又は一部が建築物点検が必要な特定建築物には該当しないものの、昇降機を有している施設が18施設あった。

設備点検の実施状況は、令和４年度に実施した施設が80施設（53.0％）、一部実施していない施設が11施設（7.3％）、実施していない施設が60施設（39.7％）であった（**表11**）。

設備点検を実施した91施設（一部実施を含む。）の設備点検は、全て外部委託により行われていた。

設備点検を実施していない72施設（重複回答による。一部未実施を含む。）のうち、検査済証交付２年以内の施設のため設備点検をしていない施設が２施設（2.8％）、実施しなければならないことを知らなかった施設が44施設（61.1％）、実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設が25施設（34.7％）、その他が１施設（1.4％）であった（**表12～表15**）。

表10　設備点検が必要な特定建築設備等に該当する設備の有無

単位：件

項目	回答数	構成比
①　該当する	151	66.2％
②　該当しない	77	33.8％
合計	228	100.0％

表11　令和４年度における設備点検の実施状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　実施した	80	53.0%
②　一部実施していない	11	7.3%
③　実施していない	60	39.7%
合計	151	100.0%

表12　設備点検を全部又は一部実施していない理由

単位：件

項目	回答数	構成比
①　検査済証交付２年以内の施設である	2	2.8%
②　実施しなければならないことを知らなかった	44	61.1%
③　実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった	25	34.7%
④　その他	1	1.4%
合計	72	100.0%

※重複回答：久米島空港（２）

表13　設備点検を未実施の施設(うち実施しなければならないことを知らなかった施設)

	所管部局	所属課等	施設名
1	知事公室	消防学校	消防学校
2	総務部	職員厚生課	北部職員住宅宇茂佐団地
3			宮古職員住宅北団地

	所管部局	所属課等	施設名
4	総務部	職員厚生課	宮古職員住宅南団地
5			八重山職員住宅平得団地
6			八重山職員住宅真栄里団地
7		東京事務所	東京職員住宅（若夏荘）
8			東京職員住宅（うるま荘）
9	子ども生活福祉部	女性相談所	女性相談所
10		中央児童相談所	中央児童相談所
11		コザ児童相談所	コザ児童相談所
12		若夏学院	若夏学院
13		八重山平和祈念館	八重山平和祈念館
14	農林水産部	農業研究センター名護支所	農業研究センター名護支所
15		森林資源研究センター	森林資源研究センター
16	商工労働部	具志川職業能力開発校	具志川職業能力開発校
17	土木建築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター
18		宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター
19	教育庁	総合教育センター	総合教育センター
20	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
21			警察本部宜野湾宿舎
22			警察本部豊見城宿舎
23		那覇警察署	那覇宿舎

	所管部局	所属課等	施設名
24	警察本部	那覇警察署	那覇第二宿舎
25		豊見城警察署	豊見城宿舎
26			豊見城第二宿舎
27		与那原警察署	与那原宿舎
28		浦添警察署	浦添宿舎
29			浦添第二宿舎
30		宜野湾警察署	宜野湾宿舎
31			宜野湾第二宿舎
32		沖縄警察署	沖縄宿舎
33			沖縄第二宿舎
34		嘉手納警察署	嘉手納宿舎
35		うるま警察署	うるま宿舎
36		石川警察署	石川宿舎
37		名護警察署	名護第二宿舎
38		本部警察署	本部第二宿舎
39		宮古島警察署	宮古荷川取宿舎
40			宮古鏡原宿舎
41			宮古鏡原第二宿舎
42		八重山警察署	八重山平得待機宿舎
43			八重山真栄里宿舎
44			八重山真栄里第二宿舎

表14　設備点検を未実施の施設（うち実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設の理由）

<table>
<tr><th></th><th>施設名</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>1</td><td>平和祈念資料館</td><td>昇降機以外の建築設備等について、令和４年12月からの改修工事で改善予定の箇所があったため、改善後の令和５年７月に点検を実施</td></tr>
<tr><td>2</td><td>本部港本部地区</td><td>待合所、休憩所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>座間味港</td><td rowspan="14">待合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>竹富東港</td></tr>
<tr><td>5</td><td>仲間港</td></tr>
<tr><td>6</td><td>運天港上運天地区</td></tr>
<tr><td>7</td><td>中城湾港津堅地区</td></tr>
<tr><td>8</td><td>本部港渡久地地区</td></tr>
<tr><td>9</td><td>徳仁港</td></tr>
<tr><td>10</td><td>野甫港</td></tr>
<tr><td>11</td><td>渡嘉敷港</td></tr>
<tr><td>12</td><td>多良間港前泊地区</td></tr>
<tr><td>13</td><td>小浜港</td></tr>
<tr><td>14</td><td>黒島港</td></tr>
<tr><td>15</td><td>白浜港</td></tr>
<tr><td>16</td><td>船浦港上原地区</td></tr>
</table>

	施設名	理由
17	鳩間港	待合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第８条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
18	水納港（本部町）	
19	内花港	
20	新石垣空港	令和４年度に土木建築部土木総務課が実施した建築基準法第12条点検に関する実施調査において、空港施設の車庫、ターミナルビル、寄宿舎においても用途によっては、特殊建築物に該当する施設があることを知り、令和５年度から予算措置を行っており今後実施する予定である。
21	宮古空港	
22	久米島空港	
23	下地島空港管理事務所	
24	宮古病院	昇降機の点検は実施したが、昇降機以外の建築設備等の点検は新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う外部業者の立入制限等があり、建築基準法第12条の規定に基づく点検を行うことが困難であった。
25	八重山病院	昇降機の点検は実施したが、昇降機以外の建築設備等の点検は設計事務所と調整を行っていたが、予算及び時期的な都合により未実施

表15　設備点検を未実施の施設（その他の理由）

	施設名	理由
1	病害虫防除技術センター	現在不使用の倉庫で、解体撤去を予定している建物のため。

イ　設備点検における要改善事項及びその是正状況

設備点検を全部又は一部実施した91施設のうち、42施設（46.2%）は要改善事項がなく、49施設（53.8%）は要改善事項があった。

主な要改善事項は、給水及び排水設備の不良が29施設（31.9%）、無窓居室、火気使用室の換気設備の不良が25施設（27.5%）、防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等の不良が23施設（25.3%）となっている（**表16**）。

その是正状況については、要改善事項があった49施設のうち、点検後１年以内に全て是正済みが３施設（6.1%）、未改善があり是正の予定が34施設（69.4%）、未改善があり是正の見込みが立っていないが12施設（24.5%）であった（**表17**）。

是正の見込みが立っていない12施設の理由は、予算の確保ができていないが11施設（91.7%）と多く、具体的な修繕方法を検討中が４施設（33.3%）、緊急を要しないため経過観察が１施設（8.3%）となっている（**表18**）。

表16　設備点検における要改善事項の内容（複数回答）

（施設数：91施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　なし	42	46.2%
②　無窓居室、火気使用室の換気設備の不良	25	27.5%
③　防火ダンパ―の不良	0	0.0%
④　排煙設備（排煙機、可動防煙壁）の不良	4	4.4%
⑤　排煙設備に係る予備電源（自家発電装置含む）の不良	0	0.0%
⑥　非常用の照明装置に係る自家用発電装置の不良	6	6.6%
⑦　給水及び排水設備の不良	29	31.9%
⑧　防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等の不良	23	25.3%
⑨　昇降機の不良	9	9.9%
⑩　その他	6	6.6%

［その他の内容］
・高架水槽タンクの外版の損傷、非常用照明器具の一部撤去
・照明器具又は蓄電池の不良
・昇降機の現行法既存不適格（法改正などで不適合になった状態をいう。）
・照明カバーの破損、換気扇の異常音
・室外機が強固に固定されていない。
・錆による除塩フィルター廻りの劣化、錆による機器架台ボルトの劣化

表17　要改善事項の是正状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　点検後１年以内に全て是正済み	3	6.1%
②　点検後１年を超えて全て是正済み	0	0.0%
③　未改善があり是正の予定	34	69.4%
④　未改善があり是正の見込みが立っていない	12	24.5%
合計	49	100.0%

表18　未改善があり是正の見込みが立っていない理由（複数回答）

（施設数：12施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　具体的な修繕方法を検討中	4	33.3%
②　予算の確保ができていない	11	91.7%
③　緊急を要しないため経過観察	1	8.3%
④　その他	0	0.0%

［緊急を要しないため経過観察の理由］
・大便器の流れが悪いぐらいであるため、応急措置を施しているため

⑶　施設の自主点検（法定点検以外の点検）について

施設の自主点検について、実施要領やマニュアル等の基準を定めて実施している施設は88施設（38.6％）、実施していない施設は140施設（61.4％）であった（**表19**）。

なお、港湾23施設については、権限移譲した市町村による月１回の目視点検と、県による少なくとも年１回の目視点検を実施しているため、回答が①及び②に重複しているが、実施しているに区分している。

表19　自主点検の実施状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　実施している	88	38.6％
②　実施していない（業者に委託又は市町村に権限移譲している場合を含む）	140	61.4％
合計	228	100.0％

ア　自主点検を実施していない理由

自主点検を実施していない150施設（重複回答による。）の主な理由としては、担当職員を確保できないが59施設（39.3％）、施設の点検は業者に委託しているが43施設（28.7％）となっている（**表20**）。

表20　自主点検を実施していない理由

単位：件

項目	回答数	構成比
①　自主点検の必要性を感じていない	5	3.3％
②　自主点検の方法が分からない	12	8.0％
③　自主点検を実施する担当職員を確保できない	59	39.3％
④　施設の点検は業者に委託している	43	28.7％
⑤　施設の点検は権限移譲した市町村が実施している	10	6.7％

⑥　その他	21	14.0%
合計	150	100.0%

※重複回答：八重山合同庁舎（２）、中央児童相談所（２）、コザ児童相談所（２）、総合精神保健福祉センター（３）、病害虫防除技術センター（３）、下地島空港管理事務所（２）、中城湾港建設現場事務所（２）、幸地インター建設現場事務所（２）

［その他の主な内容］

・日々の教職員からの報告や担当職員の目視により不具合箇所を把握し修繕等を行っている。
・マニュアルや頻度は特に定めていないが、日常的及び台風の後等に「日頃のチェック」を行っており、不具合の箇所については早急に修繕している。
・点検が必要だと認識していなかった。
・実施しなければならないことを知らなかった。
・現在不使用であり、解体撤去を予定している建物のため。
・実施要領やマニュアル等は定めていないが、定期的な日常点検を行っている。

イ　施設の自主点検は権限移譲した市町村が実施している施設の状況

施設の自主点検は権限移譲した市町村が実施している港湾23施設については、通知、協定、要領、マニュアル等により、市町村に施設の点検方法や不具合発生時の対応方法等を示していた。

県土木建築部港湾課長から関係市町村港湾担当課長に対し、「県管理港湾における管理事務の内容（権限移譲事務）及び不具合事象確認時の初期対応、補修要望等について（通知）（令和４年12月14日付け土港第447号）」において、施設の巡視・安全確保、清掃、簡易な補修、法定点検の範囲（市町村は消防用設備等点検、浄化槽の水質検査・保守点検・清掃、事業用電気工作物の保安規定による自主点検等、県は港湾法に基づく維持管理計画書の策定及び点検、建築基準法第12条の点検）等の市町村が処理する事務を示すとともに、巡視等により不具合を確認した際の初期対応や県への補修等に関する要望方法を明示している。

また、定期点検より頻度の高い日常点検を確実に実施し、港湾施設の適切な維持管理を行うため、国土交通省港湾局策定のガイドライン等に定められていない日常点検の点検方法、点検頻度等を定めた「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」を見直し、令和５年５月31日付けで県土木建築部港湾課長から各土木

事務所長及び関係市町村港湾担当課長に対し通知している。このマニュアルには、日常点検チェックシートや不具合箇所の判断で参考となる写真付きの事例紹介資料が添えられている。

空港10施設については、不具合発生時に、その都度空港管理事務所から報告を受けて対応している（**表21**）。

表21　権限移譲した市町村への点検方法や不具合発生時の対応方法等の明示

単位：件

項目	回答数	構成比
①　示している	23	69.7％
②　示していない	10	30.3％
合計	33	100.0％

２　施設の安全対策について

⑴　火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況等について、所属独自のものを整備している施設は125施設（54.8％）で、その多くが消防法（昭和23年法律第186号）第８条により多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者に作成が義務付けられている消防計画であった。その見直しの頻度については、年１回以上程度が34施設（26.8％）、関係法令、規則の改正等があった時に随時に見直しが同じく34施設（26.8％）となっており、適宜見直しを図っている状況が確認された（**表22・表23**）。

港湾施設については、災害発生時の対応を権限移譲した市町村が行うため、県から「不具合事象確認時の初期対応について」について通知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同通知を基に、災害等により不具合等が発生した際には、早急に土木事務所に報告し、危険個所の応急措置や、危険性が確認された場合の使用禁止の検討、実施を周知している。

災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していない68施設の今後の予定については、34施設（50.0％）が特に検討していないが、この多くは職員住宅で、消防法による消防計画の策定義務がないことや職員住宅管理委託業者において災害時の対応を行うこととしている等の理由によるものであった（**表24**）。

表22　災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　所属独自のものを整備している	125	54.8％
②　部局等単位で整備されたものを共有している	5	2.2％
③　特に整備していない	68	29.8％
④　その他	30	13.2％
合計	228	100.0％

［その他の内容］

・管理する施設が倉庫であり、具体的な対応マニュアルは整備していないが、事件・事

故、災害発生時等の緊急連絡網は整備している。
・災害発生時の緊急連絡体制の整備、沖縄県業務継続計画作成中
・避難経路を作成している。

表23　災害発生を想定した対応マニュアル等の見直し状況

（施設数：125施設）単位：件

項目	回答数	構成比
①　年１回以上程度行っている	34	26.8%
②　２～３年に１回程度行っている	33	26.0%
③　４～５年に１回程度行っている	4	3.1%
④　関係法令、規則に改正等があった時に随時行っている	34	26.8%
⑤　策定以降行っていない	12	9.4%
⑥　その他	10	7.9%
合計	127	100.0%

※重複回答：北部農林高等学校（２）、宮古総合実業高等学校（２）

［その他の主な内容］
・自衛消防隊組織編成と緊急連絡先の更新、消防防災訓練で判明した要改善点における自衛消防活動の流れの見直し
・避難訓練後、見直しを図っている。
・人事異動期に随時

表24　災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していない所属の今後の予定

単位：件

項目	回答数	構成比
①　整備に向け作業中である	1	1.5%
②　整備を検討している	3	4.4%

③　必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である	28	41.2%
④　特に検討していない	34	50.0%
⑤　その他	2	2.9%
合計	68	100.0%

⑵　施設の管理に係る知識の習得及び啓発について

施設の管理において必要となる法定手続や業務等に関する知識の習得手段について、前任者からの引継によるが166施設（72.8％）、関係課からの通知、指導、助言によるが140施設（61.4％）、点検業者とのやりとりによるが125施設（54.8％）、担当職員の資料収集・情報収集等によるが125施設（54.8％）となっている（**表25**）。

港湾施設は、施設管理を権限移譲した市町村が行うため、県から「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」など必要な情報を周知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同マニュアル等を基に、日常点検チェックシートや不具合箇所の判断事例等も併せて共有し、適切な維持管理に活用するよう周知が行われている。

表25　施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識の習得手段（複数回答）

（施設数：228施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　前任者からの引継による	166	72.8％
②　関係課からの通知、指導、助言による	140	61.4％
③　研修受講、会議参加による	37	16.2％
④　点検業者とのやりとりによる	125	54.8％
⑤　担当職員の資料収集・情報収集等による	125	54.8％
⑥　その他	29	12.7％

［その他の内容］

・人事異動による業務経験

・他部局担当者からの聞き取り

施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会について、研修や会議を開催又は参加した（オンラインを含む。）施設が40施設（17.3％）で、その他が136施設（58.9％）と多くなっている（**表26**）。

その他の主な内容は、施設の安全管理上の問題や不具合等が発生した際には、適宜警備の委託業者と連絡がとれる体制の構築、職場一斉点検における危険箇所・不

具合箇所の情報共有や防火管理講習資料の回覧による情報共有等との回答があった。

港湾施設は、施設管理を権限移譲した市町村が行うため、県から「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」など必要な情報を周知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同マニュアル等を基に、日常点検チェックシートや不具合箇所の判断事例等も併せて共有し、適切な維持管理に活用するよう周知が行われている。

表26 施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会として、令和４年度に実施した取組状況

（施設数：228施設）単位：件

項目	回答数	構成比
① 研修や会議を開催又は参加した（オンラインを含む。）	40	17.3%
② 令和４年度は実施していないが、過去に取り組みを実施したことがある	3	1.3%
③ 過去を含め、特に取り組みをしていない	52	22.5%
④ その他	136	58.9%
合計	231	100.0%

※重複回答：与那国空港（２）、宮古総合実業高等学校（２）、精和病院（２）

［その他の主な内容］

・施設の安全管理上の問題や不具合等が発生した際には、適宜警備の委託業者と連絡がとれる体制をとっている。

・職場一斉点検における危険箇所、不具合箇所の情報共有、防火管理講習資料の回覧による情報共有

・コロナ禍以降取組なし（それ以前は不明）

・毎年全体消防訓練、一時保護所は毎月実施

・施設・設備に不具合があれば、毎朝行われる業務報告において報告

・台風襲来前に、職員に口頭で対策の指示を行った。

・消防本部による点検及びアドバイス

・県空港課等が開催する空港管理初任者研修などへ参加。施設のパトロールや空港営業所への聞き取りによる情報収集
・新規職員等へ施設の案内や避難訓練等
・産業医施設点検での指摘箇所を職員で共有し施設改善に取り組んでいる。
・環境安全担当が研修会等へ参加し、職員へ周知を行う。

過去を含め、取組実績がないと回答した52施設（22.5%）においては、どのような研修等に参加したらよいかわからないが32施設（61.5%）となっている（**表27**）。

表27　過去を含め、特に取組をしていない理由（複数回答）

（施設数：52施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　どのような研修等に参加したらよいのかわからない	32	61.5%
②　必要性を感じ情報収集しているが、適切な内容のものがない	10	19.2%
③　必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施（参加）できない	13	25.0%
④　その他	8	15.4%

［その他の主な内容］
・管理する施設が倉庫であり、性質上、取組の必要はないと考えている。
・必要性を感じる機会がなかったため。
・委託業者より点検報告を受けているため、また、緊急性の高い修繕に関してもその都度報告を受け対応しているため。
・専属の担当者がいないため施設管理が後回しになっていた。

３　施設の運用について

⑴　施設の維持管理等に関する意見の収集について

施設の維持管理等に関する意見の収集について、取組を実施している施設は181施設（79.4％）で、その主な取組内容は、点検委託業者や権限移譲した市町村との定期的な意見交換が100施設（55.2％）、その他が87施設（48.1％）と多く、その他の主な内容は、入居者・施設利用者から不具合の報告や要望等を随時収集、点検委託業者や修繕実施業者等から維持管理の方法の助言や意見を得る、職場一斉点検や職員間での安全点検後の意見交換、学校安全衛生管理委員会からの要望の聴取等となっている（**表28・表29**）。

表28　施設利用者、点検委託業者、権限移譲市町村から施設の維持管理の方法や業務範囲、安全性や利便性の向上等に関する意見・要望等をくみ取る取組状況

単位：件

項目	回答数	構成比
①　取組を実施している	181	79.4％
②　取組を実施していない	47	20.6％
合計	228	100.0％

表29　意見・要望等をくみ取る取組の実施状況（複数回答）

（施設数：181施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　施設利用者に定期的にアンケートを実施している	7	3.9％
②　点検委託業者や権限移譲市町村と定期的に意見交換を実施している	100	55.2％
③　意見箱を設置している	21	11.6％
④　その他	87	48.1％

［その他の主な内容］

・庁舎管理委託業者から随時情報収集
・県職員が入居する住宅なので、不都合があると直接連絡がくる。
・修繕業務委託時に業者より助言などを得ている。
・建物の不具合等については、毎月の所内定例会にて、必要に応じて報告を受けている。
・所長・班長・主幹会議を毎週開催しており、施設管理等についても情報共有している。
・舎監等を通して苦情が直接伝わる状況である。
・点検時に委託業者から助言を受けている。
・職場一斉点検の実施
・現地確認や委託業者とのやりとりの中で要望の聞き取りを行っている。
・施設に不具合が出た際、業者から参考見積りを取りながら安全性や利便性の向上に関するアドバイスをもらっている。
・点検委託業者へ随時確認している。
・月に１回各自学校独自の安全点検表をもとに点検し、気になる箇所は点検表に記載する。学期ごとの反省に、意見があれば記載もできる。
・毎月、職員による安全点検を実施し、意見収集している。
・学校安全衛生管理委員会で要望を聞いている。

意見・要望等をくみ取る取組をしていない47施設（20.6%）の理由については、どのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからないが23施設（48.9%）と多く、必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施できないが８施設（17.0%）で、その他の主な内容は、一般の利用者が少ない施設であることや施設の維持管理を職員で行っており専門的な知識が不足しているためなどとなっている（**表28・表30**）。

表30　意見・要望等をくみ取る取組をしていない理由

（施設数：47施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　どのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからない	23	48.9%
②　必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施できない	8	17.0%
③　その他	18	38.3%

※重複回答：宮古合同庁舎（２）、総合精神保健福祉センター（２）

［その他の主な内容］
・立入制限のある施設であり、一般利用はないため。
・当所は試験研究機関であるため来客は少なく、また点検委託業者や権限委譲市町村は存在しないため、意見等をくみ取る機会がない。
・年間を通して施設利用者が少ないことから意見を収集する場がない。
・職員及び運転管理業者以外に利用していない施設のため、意見・要望等の取り組みは実施していない。
・施設の維持管理を職員で行っているため、専門的な知識が不足しているため。

４　施設管理の課題の把握と対応について

⑴　施設管理業務を行う上での課題

施設の修繕等が必要な箇所の予算対応の体制について、すぐに対応が可能な体制となっているが50施設（21.9%）、必要に応じ優先的に対応できる体制になっているが23施設（10.1%）、修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかるが42施設（18.4%）、その他が132施設（57.9%）となっている（**表31**）。

その他の内容は、一定程度の予算は措置されているが、老朽化等で対応箇所が多く全ての修繕に対応できていない、修繕が高額になる場合は予算要求を行うため修繕に時間がかかる、施設の状態が危険であると認識していても別の経費への配分が優先となり施設の修繕が毎年後回しとなっているなどとなっている。

表31　修繕が必要な箇所の予算対応に関する体制

（施設数：228施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　緊急を要する修繕等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制となっている	50	21.9%
②　修繕を想定した予算は措置していないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている	23	10.1%
③　基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる	42	18.4%
④　その他	132	57.9%

※重複回答：新石垣空港（２）、宮古空港（２）、久米島空港（２）、与那国空港（２）、南大東空港（２）、北大東空港（２）、多良間空港（２）、粟国空港（２）、慶良間空港（２）、波照間空港（２）、下地島空港管理事務所（２）、普天間高等学校（２）、美来工科高等学校（２）、泊高等学校（２）、沖縄水産高等学校（２）、宮古総合実業高等学校（３）、八重山高等学校（２）、中部病院（２）
（重複回答の多くは、少額の修繕は①、高額の修繕は予算要求を伴い時間がかかるため④を選択している。）

［その他の主な内容］

・予算措置をしているが、全ての修繕に対応する予算は確保できていない。

・緊急度や優先順位を確認しながら修繕しているが、当初予算で対応できないものにつ

いては、流用や補正対応のほか管財課事業を活用している。
・ある程度の予算を確保しているが、修繕が高額になる場合は予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる。
・緊急を要する修繕等に充当する予算を毎年要求しているが、十分な配当を受けられておらず、施設の老朽化が進み危険な箇所が多々ある。加えて、当センターの予算には、農林水産物売払代の歳入を財源とした特別財源を組んでおり、種苗生産状況によっては歳入欠損が生じないように予算執行を控える必要が生じる。その際には、電気代や餌代など、公務遂行上必須の経費を優先的に支出しなければならず、危険を認識していても施設の修繕が毎年後回しになってしまう。
・港湾関係の施設管理については、権限移譲市町村が行うため、市町村からの維持修繕に関する要望窓口を土木事務所に集約し、「補修におけるインフラ施設（港湾）の優先度の考え方」に基づき配分している。

施設管理業務において苦慮している点については、施設が古く、毎年のように修繕・改修を要しているが148施設（64.9%）、技術職員がおらず、技術的知識がないが137施設（60.1%）、業務が煩雑であり、わかりにくいが84施設（36.8%）と多くなっている（**表32**）。

その他の内容は、予算の確保、専門知識の習得、どこに相談していいかわからない、管理する建物等は多いが担当職員が１名のため適切な施設管理業務の遂行が難しい、離島においては、業者に依頼しても人手不足や島内に対応できる業者がいないことがあるためかなり時間がかかる、施設が海に近いため、塩害・台風等により劣化が早く、修繕・改修の予想がたてにくいなどとなっている。

表32　施設管理業務において苦慮している点（複数回答）

（施設数：228施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　業務が煩雑であり、わかりにくい	84	36.8%
②　技術職員がおらず、技術的知識がない	137	60.1%
③　委託等の相手方が行っている業務について、よくわからない部分がある	21	9.2%
④　施設が古く、毎年のように修繕・改修を要している	148	64.9%

⑤　利用者からの苦情がある	46	20.2%
⑥　特にない	10	4.4%
⑦　その他	55	24.1%

［その他の主な内容］

・早急な対応が生じているが、修繕費の捻出に苦慮している。

・不発弾処理については、全国的には国事業として実施されており、都道府県においてこのような施設を所有しているのは当県のみである。火薬類取締法に規定されている技術上の基準に適合するように維持する必要があるが、実務的な情報が少なく、専門知識の習得に苦慮している。

・担当職員に業務が集中しており、心身の負担が大きい。

・どこに相談していいかわからない。

・マンパワー不足

・施設が大規模かつ様々な設備関係があるにもかかわらず､施設管理技師の配置がなく、専門知識を有さない一般行政職が他の業務をしながら、試行錯誤しながら担当している。

・管理する建物等は多いが、担当職員が１名のため、適切な施設管理業務の遂行が難しい。

・施設が海に近いため、塩害・台風等により劣化が早く、修繕・改修の予想がたてにくい。

・港湾施設については、施設の老朽化により、権限移譲市町村から多くの修繕要望があるが、予算に限りがあるため、全ての要望に対応できていない。（港湾23施設）

・施設が古いため生徒職員から苦情が多い。要望書を提出しても数年待たされる状況が続いており、理解してもらうことに苦慮している。

・敷地が広すぎて用務員一人では対応できない。

施設管理者としての意見・要望等について、修繕の要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしいが181施設（79.4%）、施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしいが153施設（67.1%）、法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしいが135施設（59.2%）、施設管理者向けの研修を実施してほしいが112施設（49.1%）となっており、設定した

全ての項目で該当率が高くなる深刻な結果となっている（**表33**）。

その他の意見は、施設の維持管理に関する専門人材の配置、契約・点検業務の集約化、支援体制の整備などとなっている。

表33　施設管理者としての意見・要望等（複数回答）

（施設数：228施設）単位：件

項目	回答数	該当率
①　法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしい	135	59.2%
②　施設管理者向けの研修を実施してほしい	112	49.1%
③　要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしい	181	79.4%
④　施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい	153	67.1%
⑤　特にない	12	5.3%
⑥　その他	16	7.0%

［その他の主な内容］

・適切な管理につなげるため、委託等の入札を含め、設計や工事事務が分かる職員が必要。

・職員が目視点検を行っているが、適正な維持管理ができているか不安である。管財課や土木建築部の職員に年に１度来所して点検してもらいたい。また、大規模な改修工事が必要な場合は、管財課や土木建築部で入札、発注手続き等を行ってもらいたい。

・相談できるところ、出先機関をとりまとめて指導できるところがあると助かる。

・実施期間が令和４年度から６年度までとされている管財課の「公共施設等大規模改修・緊急修繕等事業」は非常に使い勝手の良い事業であるため、今後も事業継続を検討いただきたい。

・庁舎修繕の種類（電気、水道、空調など）ごとに本庁と業者が契約し、修繕が必要になった場合施設管理者が契約業者へ連絡し、速やかに修繕してもらえるような仕組みが欲しい。

・複数の部署が入る合同庁舎であり、施設も大規模で、自家発電装置、消防用設備、エレベーター等設備も多岐にわたる。設備点検はそれぞれ専門業者に委託しているが、自主点検等日々の管理は一般行政職が他の業務をやりながら担当している。施設の安全管理は職員の資質に頼っている現状であり、行政職に専門業務を負わせるのは疑問である。毎年度の予算要求や業者選定、契約事務も各出先機関で行っており非効率的である。少なくとも、複数の出先機関が入居する庁舎の施設管理業務は、管財課の施設管理技師で対応する等集中管理するほうが安全性も担保でき効率的である。
・施設の修繕については、一部管財課の予算で執行しているところだが、修繕（小規模修繕除く）及び法定点検は、専門的な知識が必要であり、また、県の施設（所属）ごとでの対応は、費用及び人員がかさみ、管理状況においても差異が生じるため、管財課などで集約して執行することが望ましい。
・各出先ごとに自主的な点検管理を行うよりも、一括して専門業者へ委託した方が客観性、効率性に優れていると考える。
・海沿いに立地しているため、環境的要因で劣化が早いということを配慮して欲しい。
・維持管理のための人員を増やして欲しい。
・水道設備の更新が必要な時期に来ている。漏水が頻発している。また、空調機が整備できていない教室があるため整備が急務である。
・学校事務職員は事務業務中心なので施設管理の知識や知見が不足している。専門の職員の配置を要望したい。
・人手が必要な修繕があるので、（小中学校の共同学校事務室のように）近隣校でグループを作って用務員が一校の修繕に従事できる仕組みをつくれば、人員を増やすことなく施設管理の効率化が図れると思う。

５　沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について

沖縄県公共施設等総合管理計画（令和４年８月改訂）においては、第３章で公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、全庁的な取組を推進することとしてる。

各部等における取組を全庁横断的に統括・調整する役割を担う総務部管財課にその取組状況を確認した。

⑴　点検・診断等の実施方針について

ア　定期点検等の計画的な実施

具体的な取組方針として、「施設の長寿命化や、利用者の安全を確保するためには、法定及び自主的な点検が必須となる」とされている。

これに対する取組として、令和５年３月に県有施設（公共建築物）の劣化・損傷に起因する事故等の未然防止、劣化等に対する適切な早期対応による改修費の縮減及び施設の長寿命化に資する資料として、不具合事例の写真付きの解説や点検の結果・不具合の状況等を記録するチェックシートを添えて日常点検の方法やポイント等をわかりやすく説明した「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」を策定し、関係各課の長に通知している。

また、令和５年５月から６月までの間に、内部統制に関する研修において知事部局の出先機関の班長を対象に内容を説明し、周知を行った。

今後は、チェックシートを活用した自主点検を行う仕組みの整備を促進し、自主点検に対する意識向上を図っていくことを考えていると回答があった。

イ　点検結果等の適切な管理と活用

具体的な取組方針として、「点検・診断の結果や修繕履歴等情報を一元的に蓄積し、一元管理を推進する」とされている。

これに対する取組として、公共建築物の維持管理・運営を効果的・効率的に行うための都道府県、政令指定都市で構成する営繕積算システム等開発利用協議会が国土交通省と共同で開発・運営する保全マネジメントシステム（ＢＩＭＭＳ）を活用し、施設の情報を一元管理する方針である。令和５年度は総務部において当該情報システムの試行を行ったところ、複数の課題が確認されたことから、全庁的な導入については、令和６年度以降に進めることとしていると回答があった。

⑵　安全確保の実施方針について

ア　高度の危険性が認められた場合の対処方法の確立

具体的な取組方針として、「日常管理や定期的な点検等によって施設の実態を

把握し、利用者や第三者に対する高度の危険性が認められた場合には、安全の確保を最優先に考えて速やかに利用の停止若しくは制限又は応急措置を実施するなど、緊急的・優先的に対策を講じる」とされている。

これに対する取組として、高度の危険性が認められた場合の安全確保に向けた対処方法の確立のため、不具合が見つかった場合は、土木建築部所管建築物の場合は土木建築部施設建築課に、それ以外の場合は総務部管財課を窓口として相談する体制としている。

また、管財課では大規模改修、緊急修繕等事業として予算を一括して確保（予算額：令和４年度約19億円、令和５年度約29億円）し、各施設の不具合箇所の状況等を把握し、対処する体制をとっている。

今後は、各施設からの不具合情報を施設管理担当者に一斉メール等により全庁的に共有し、各施設の管理にも活かせる仕組みを整備していくことを検討しているとの回答があった。

⑶　維持管理・修繕・更新等の実施方針について

ア　日常管理の徹底と効率化

具体的な取組方針として、「日常管理をはじめとした維持管理の実施方法は、民間企業への委託についても包括・長期（複数年）・性能規定型の契約等の新たな手法の導入を検討し、業務のさらなる効率化や質の向上を図る」とされている。

これに対する取組として、施設の照明ＬＥＤ化について、包括して発注することが可能であるか検討している。

今後は、建築基準法第12条の規定による点検を、包括的に発注できないか、検討を行いたい旨の回答があった。

⑷　総合的かつ計画的な管理を実現するための方策について

ア　人材育成

実現方策として、「本計画の取組を推進するためには、職員一人ひとりの理解が重要であることから、研修や庁内広報等を通じて職員の意識啓発に取り組む。また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術研修等を実施し技術力の向上に努める」とされている。

これに対する取組として、「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」について、座学による説明を行ったが、今後は、施設管理担当者向けに実地研修会や施設管理担当者会議を開催するなどして情報共有を行うことを考えているとの回答があった。

イ　情報基盤の整備と活用

実現方策として、「各部等は、所管する各施設について法定又は管理台帳等の整備・更新により施設の基礎情報を管理し、点検・診断等の結果や対策履歴の情報を一体的に収集・蓄積していく」とされている。

これに対する取組として、点検・診断の結果について、ＢＩＭＭＳを活用し、情報一元管理を進め、情報を蓄積していくことを考えていると回答があった。

第３　監査の結果に基づく所見等

県有施設の安全・安心を確保するためには、点検、保守（部品交換、注油等)、運転･監視、清掃、修繕などの維持管理を適切に行うとともに、万が一の火災や災害発生時に備えて、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るための対策を講じておくことが重要である。

今回、県有施設の安全対策について監査したところ、多くの施設において、適切な維持管理を行う上で必要な予算、組織体制、マニュアル等の作成、専門知識・スキルの習得など各面で課題を抱えており、建築基準法第12条で義務付けられた点検を実施していない施設があるなど、是正又は改善を要する事例が認められた。

ついては、施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に向け、特に以下の項目について検討を行い、改善に取り組んでいただきたい。

１　施設の管理について

⑴　建築物点検及び設備点検について

建築物点検の実施状況について、点検を必要とする142施設のうち点検を実施していない施設が81施設（56.6％）あり、このうち９部局の46施設（52.3％）においては、法律上点検を実施する義務があることを認識していなかった。

建築物点検の結果、要改善事項があるが、是正の見込みが立っていない施設が12施設（25.5％）あり、このうち９施設（75.0％）は予算の確保が課題となっていた。

また、設備点検の実施状況について、設備点検を必要とする151施設のうち点検を実施していない施設が60施設（39.7％)、一部実施していない施設が11施設（7.3％）で合計71施設（47.0％）あり、このうち８部局の44施設（61.1％）においては、法律上点検を実施する義務があることを認識していなかった。

設備点検の結果、要改善事項があるが、是正の見込みが立っていない施設が12施設（24.5％）あり、このうち11施設（91.7％）は予算の確保が課題となっていた。

建築基準法においては、建築物が地震等の際にも倒壊、損壊等のおそれがなく、火災等の際にも安全に避難できるような安全性を確保するために、建築物として最低限具備すべき要件を定めた上で、建築物の所有者等に対して、第８条では建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持管理するよう努力義務を課し、第12条では特定建築物、設備等の安全性を判断できる一級建築士等に定期的に点検させ、維持管理の適正を期し、建築物の安全性を確保する仕組みとしている（都道府県の建築物の管理者等には、平成17年６月から点検の実施が義務付けられている。)。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、このような建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検及び設備点検の対象となる施設で点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

なお、事務所その他これに類する用途に供する建築物は、令和５年４月１日から、建築物点検及び設備点検の対象が「階数が３以上かつ延べ面積が200㎡を超える建築物」に拡大されており、留意する必要がある。

ただし、新たに対象となった既存建築物等の最初の点検については、令和８年３月31日までに行うものとする経過措置が設けられている。

また、点検が未実施である施設は、多数の部局に及んでいることから、当該事案の発生要因を、施設管理者及び担当職員の知識不足のみに帰するのではなく、公共施設マネジメント部局においては、関係職員が複雑、多岐にわたり、変更が加えられる施設の維持管理に関する関係法令の内容を把握し、必要な措置を実施することができる体制の整備を図っていただきたい。

法令に基づく点検の義務付けは、建築基準法以外に、消防法、労働安全衛生法、建築物衛生法、水道法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法、電気事業法等にもあるので、内部統制の施設管理に関する事務において「法定点検の未実施」をリスクとして識別した上で、適切な対応策を講じていただきたい。

監査の結果、153施設（67.1％）の施設管理者から「施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい」、その他の意見として「相談できるところ、出先機関をとりまとめて指導できるところがあると助かる」との意見があるので、「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」で示された施設の不具合などがある場合の相談窓口（総務部管財課、土木建築部施設建築課）の充実を図るとともに、その積極的な周知及び活用を図り、法定点検の結果、要改善事項がある施設において、速やかに是正を行い事故を未然に防ぐことができる体制を整備していただきたい。

⑵　施設の自主点検について

施設の自主点検について、実施要領やマニュアル等の基準を定めた形では実施していない施設が140施設（61.4％）あった。その理由としては、担当職員を確保できていないことが59施設（39.3％）と多くなっている。

建築物及び建築設備は、経年による劣化や不具合を放置したり、誤った運用を行った場合、重大な事故につながる可能性があり、建物の所有者や占有者が責任を問われることがある。このような事態を発生させないため、施設管理者は、「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」を活用して自主点検の導入、改善を図り、施設の現況などを把握するとともに、施設の劣化・損傷に起因する事故等を未然に防止し、良好な維持管理に努める必要がある。

なお、施設の維持管理業務の一部を市町村に権限移譲し、民間事業者に使用させている施設においては、市町村等との役割分担や不具合発生時の対処方法等に関するマニュアル等の作成、充実を図るとともに、定期的な意見交換を行い、認識の共有に努めていただきたい。

今回監査の対象としなかった指定管理施設についても、指定管理者との役割分担及び緊密な連携に努めていただきたい。

2　施設の安全対策について

⑴　火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要である。

災害発生を想定した対応マニュアル等を整備している125施設（54.8%）の多くは、消防法第８条に基づき策定した消防計画により対応している。これらの施設においては、緊急時に対応マニュアル等に基づく対応が適切に実施できるよう万全の備えに努められたい。

対応マニュアル等を整備していない施設が68施設（29.8%）あり、今後の整備予定について、28施設（41.2%）が必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である、34施設（50.0%）が特に検討していないとなっていた。これらの施設においては、類似施設の対応マニュアル等を研究する等して、施設の特性に応じ安全対策の向上を図っていただきたい。

⑵　施設の管理に係る知識の習得及び啓発について

施設管理業務を担当する職員には建築・設備・防火・防災等の関係法令や技術的見地に基づく専門的な知識が求められるものの、研修受講、会議参加による知識の習得は37施設（16.2%）と低く、必要な法的手続や業務等に関する知識の習得方法については、前任者からの事務引継が166施設（72.8%）、担当者の情報収集等が12

5施設（54.8%）及び点検業者とのやりとりが125施設（54.8%）となっている。

また、施設管理のための情報・認識共有の機会についても、研修や会議に参加しているのは40施設（17.3%）と少ない状況にある。

施設管理者及び担当者が、業務に必要な知識を習得できるように、研修や会議の機会を設け、担当職員が必要な研修等に参加できる職場環境づくりなど、全庁的な対応の充実を図ることが必要である。

３　施設の運用について

施設の維持管理等に関する意見の収集については、228施設のうち181施設（79.4%）で取組を実施しており、このうち100施設（55.2%）は、点検委託業者や権限移譲した市町村と定期的に意見交換を実施している。また、学校等の特定多数の者が利用する施設においては定期的なアンケートを実施し、合同庁舎、図書館、病院等の不特定多数の者が利用する施設では意見箱の設置により意見の収集が行われている。

取組を実施していないと回答した施設が47施設（20.6%）あり、このうち約半数の23施設（48.9%）はどのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからないと回答している。この中には合同庁舎、学校、病院等も含まれている。

施設管理者は、管理する建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努める必要があるので、国から示されたガイドラインや類似の施設の取組状況を参考にするなどして、管理する施設の効率的な利用及び良好な維持保全に努めるための方策を導入し、適正な管理をしていただきたい。

４　施設管理の課題の把握と対応について

修繕に係る予算対応については、228施設のうち42施設（18.4%)が、基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる状況にあると回答している。

また、132施設（57.9%）がその他の課題とした内容として、一定程度の修繕に係る予算は措置されているものの、老朽化で修繕を要する箇所が多い等の状況で必要な予算が確保できていないとする意見が多くなっている。

施設管理業務において苦慮している点について、228施設のうち施設が古く、毎年のように修繕・改修を要しているが148施設（64.9%)、技術職員がおらず、技術的知識がないが137施設（60.1%）と多くなっている。その他と回答した55施設（24.1%）の回答内容には、施設管理を担当する職員が不足している、専門知識の習得に苦慮している、相談体制が不十分、予算が不足して修繕が追いつかないなどの回答があった。

また、施設管理者としての意見・要望等については、228施設のうち、要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしいが181施設（79.4%)、施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしいが153施設（67.1%)、法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしいが135施設(59.2%)、施設管理者向けの研修を実施してほしいが112施設(49.1%）と多くなっている。

その他と回答した16施設（7.0%）は、施設の維持管理に関する専門人材の配置、契約・点検業務の集約化、支援体制の整備などを要望している。

施設の老朽化に伴う修繕費や、施設の維持管理に係る技術職員の不足を課題とする意見が多く、その結果、予算及び人員の拡充や、専門的な知見の活用及び維持管理マニュアルの整備に対する支援などへの要望が多くなっている。

県は、施設・設備の劣化・損傷が著しくなった段階で修繕等を実施する事後保全型の管理から予防保全型の管理へと転換し、施設の長寿命化を図る方針であるが、現状は、限られた人員・予算の中で、必要な点検、修繕、更新等を計画的に行うことができておらず、依然として対症療法的な管理となっている。

公共施設マネジメント部局においては、本県の施設管理の現状に鑑み、施設の維持管理に係る予算、組織体制、マニュアル等及び支援体制の整備、人材育成等に関する取組のより一層の拡充を図っていただきたい。

５　沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について

本県においては、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新、長寿命化、施設配置の最適化等により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、平成28年12月に「沖縄県公共施設等総合管理計画」が策定され、計画策定後の新たな行政課題等を踏まえ、令和４年８月に改訂されている。

同計画における公共施設等の管理に関する取組として、自主点検の実施に向けた説明会の開催や点検結果等の施設情報の一元管理に向けた課題整理が進められている。

今後の取組として、自主点検に関する実地研修、担当者会議の開催、施設情報を一元管理する情報システムの導入、不具合情報の全庁的な収集、共有、建築基準法第12条による点検の包括的な発注などを検討していることが確認された。

また、施設に高度の危険性が認められた場合の取組として、管財課で予算を一括で確保し、各施設の不具合箇所の状況等を把握した上で、緊急修繕を行う体制をとっている。

同計画においては、各種法定点検の実施を徹底することが定められており、同計画

に基づき策定された個別施設計画の一部を確認したところ、点検の適切な実施等が定められている。今後は、公共施設マネジメント部局において、各施設管理者が個別施設計画で定めた取組を着実に推進できるよう施策の取組状況を確認し、適宜助言、支援を行うとともに、その効果検証を行うなど、必要な措置を講じていただきたい。

　また、施設管理者等が自主点検により施設の適切な管理を行うことが可能となるよう研修等を実施し、知識の習得や技術力の向上に努めていただきたい。

　さらに、施設は、その利用状況や設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行具合が異なるので、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検により施設の状態を把握し、その結果に基づき必要な対策を適時、適切に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検等に活用することができる仕組みについて、全庁的に構築していただきたい。

別紙１

調査対象機関一覧

	部局名	調査対象機関名	施設名
1	県議会事務局	総務課	県議会庁舎等
2	知事公室	防災危機管理課	沖縄県不発弾保管庫
3	知事公室	防災危機管理課	沖縄県宮古不発弾保管庫
4	知事公室	防災危機管理課	沖縄県石垣不発弾保管庫
5	知事公室	防災危機管理課	オイルフェンス格納庫
6	知事公室	消防学校	消防学校
7	総務部	自治研修所	三重城合同庁舎等
8	総務部	職員厚生課	北部職員住宅宇茂佐団地
9	総務部	職員厚生課	宮古職員住宅北団地
10	総務部	職員厚生課	宮古職員住宅南団地
11	総務部	職員厚生課	八重山職員住宅平得団地
12	総務部	職員厚生課	八重山職員住宅真栄里団地
13	総務部	東京事務所	東京職員住宅（若夏荘）
14	総務部	東京事務所	東京職員住宅（うるま荘）
15	総務部	自動車税事務所	自動車税事務所
16	総務部	那覇県税事務所	南部合同庁舎等
17	総務部	宮古事務所総務課	宮古合同庁舎等
18	総務部	八重山事務所総務課	八重山合同庁舎等
19	総務部	管財課	本庁舎等
20	総務部	管財課	中部合同庁舎等
21	総務部	管財課	北部合同庁舎等
22	環境部	動物愛護管理センター	動物愛護管理センター
23	子ども生活福祉部	女性相談所	女性相談所
24	子ども生活福祉部	中央児童相談所	中央児童相談所
25	子ども生活福祉部	コザ児童相談所	コザ児童相談所
26	子ども生活福祉部	若夏学院	若夏学院
27	子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所	身体障害者更生相談所
28	子ども生活福祉部	計量検定所	計量検定所
29	子ども生活福祉部	平和祈念資料館	平和祈念資料館
30	子ども生活福祉部	八重山平和祈念館	八重山平和祈念館
31	保健医療部	北部保健所	北部保健・福祉合同庁舎
32	保健医療部	中部保健所	中部合同庁舎（中部保健所・中部福祉事務所棟）
33	保健医療部	南部保健所	南部保健・福祉合同庁舎
34	保健医療部	宮古保健所	宮古保健所
35	保健医療部	八重山保健所	八重山保健所
36	保健医療部	衛生環境研究所	衛生環境研究所
37	保健医療部	総合精神保健福祉センター	総合精神保健福祉センター
38	保健医療部	中央食肉衛生検査所	中央食肉衛生検査所
39	農林水産部	農業研究センター	農業研究センター
40	農林水産部	農業研究センター名護支所	農業研究センター名護支所

	部局名	調査対象機関名	施設名
41	農林水産部	農業研究センター宮古島支所	農業研究センター宮古島支所
42	農林水産部	農業研究センター石垣支所	農業研究センター石垣支所
43	農林水産部	畜産研究センター	畜産研究センター
44	農林水産部	森林資源研究センター	森林資源研究センター
45	農林水産部	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター
46	農林水産部	水産海洋技術センター石垣支所	水産海洋技術センター石垣支所
47	農林水産部	海洋深層水研究所	海洋深層水研究所
48	農林水産部	北部農林水産振興センター農業改良普及課	伊江村駐在宿舎
49	農林水産部	北部農林水産振興センター農業改良普及課	伊是名村駐在宿舎
50	農林水産部	北部農林水産振興センター農業改良普及課	伊平屋村駐在宿舎
51	農林水産部	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課	北部家畜保健衛生所
52	農林水産部	八重山農林水産振興センター	八重山群島ウリミバエ不妊虫放飼センター
53	農林水産部	中央卸売市場	中央卸売市場
54	農林水産部	農業大学校	農業大学校
55	農林水産部	病害虫防除技術センター	病害虫防除技術センター
56	農林水産部	南部農業改良普及センター	南部農業改良普及センター
57	農林水産部	南部農業改良普及センター	南部農業改良普及センター具志川駐在宿舎
58	農林水産部	糖業農産課	久米島駐在所職員住宅
59	農林水産部	中央家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所
60	農林水産部	家畜衛生試験場	家畜衛生試験場
61	農林水産部	家畜改良センター	家畜改良センター
62	農林水産部	宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課	宮古家畜保健衛生所
63	農林水産部	宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課	宮古家畜保健衛生所宿舎
64	農林水産部	八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課	八重山家畜保健衛生所
65	農林水産部	南部林業事務所	南部林業事務所苗畑施設
66	農林水産部	栽培漁業センター	栽培漁業センター
67	商工労働部	工業技術センター	工業技術センター
68	商工労働部	浦添職業能力開発校	浦添職業能力開発校
69	商工労働部	具志川職業能力開発校	具志川職業能力開発校
70	商工労働部	労働政策課	那覇地域職業訓練センター
71	土木建築部	港湾課	本部港本部地区
72	土木建築部	港湾課	前泊港伊平屋村
73	土木建築部	港湾課	座間味港
74	土木建築部	港湾課	竹富東港
75	土木建築部	港湾課	粟国港
76	土木建築部	港湾課	北大東港西地区
77	土木建築部	港湾課	仲間港
78	土木建築部	港湾課	南大東港西地区
79	土木建築部	港湾課	運天港上運天地区
80	土木建築部	港湾課	中城湾港津堅地区

	部局名	調査対象機関名	施設名
81	土木建築部	港湾課	本部港渡久地地区
82	土木建築部	港湾課	徳仁港
83	土木建築部	港湾課	野浦港
84	土木建築部	港湾課	兼城港兼城地区
85	土木建築部	港湾課	渡嘉敷港
86	土木建築部	港湾課	多良間港前泊地区
87	土木建築部	港湾課	小浜港
88	土木建築部	港湾課	黒島港
89	土木建築部	港湾課	白浜港
90	土木建築部	港湾課	船浦港上原地区
91	土木建築部	港湾課	鳩間港
92	土木建築部	港湾課	水納港（本部町）
93	土木建築部	港湾課	内花港
94	土木建築部	空港課	新石垣空港
95	土木建築部	空港課	宮古空港
96	土木建築部	空港課	久米島空港
97	土木建築部	空港課	与那国空港
98	土木建築部	空港課	南大東空港
99	土木建築部	空港課	北大東空港
100	土木建築部	空港課	多良間空港
101	土木建築部	空港課	粟国空港
102	土木建築部	空港課	慶良間空港
103	土木建築部	空港課	波照間空港
104	土木建築部	下地島空港管理事務所	下地島空港管理事務所
105	土木建築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター
106	土木建築部	宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター
107	土木建築部	具志川浄化センター	具志川浄化センター
108	土木建築部	西原浄化センター	西原浄化センター
109	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港管理所
110	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港建設現場事務所
111	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港新港地区
112	土木建築部	中部土木事務所	幸地インター建設現場事務所
113	土木建築部	中部土木事務所	倉敷ダム管理所
114	土木建築部	南部土木事務所	金城ダム管理所
115	土木建築部	南部土木事務所	座間味ダム管理所
116	土木建築部	南部土木事務所	儀間ダム管理所
117	土木建築部	八重山土木事務所	真栄里ダム管理所
118	土木建築部	北部土木事務所	我喜屋ダム管理所
119	企業局	久志浄水管理事務所	久志浄水管理事務所
120	企業局	石川浄水管理事務所	石川浄水管理事務所

	部局名	調査対象機関名	施設名
121	企業局	北谷浄水管理事務所	北谷浄水場管理事務所
122	企業局	西原浄水管理事務所	西原浄水管理事務所
123	病院事業局	北部病院	北部病院
124	病院事業局	中部病院	中部病院
125	病院事業局	南部医療センター･こども医療センター	南部医療センター･こども医療センター
126	病院事業局	宮古病院	宮古病院
127	病院事業局	八重山病院	八重山病院
128	病院事業局	精和病院	精和病院
129	教育庁	島尻教育事務所	島尻教育事務所
130	教育庁	教育支援課	沖縄県県外学生寮(南灯寮)
131	教育庁	教育支援課	沖縄県県外学生寮(沖英寮)
132	教育庁	教育支援課	沖縄県県外学生寮(大阪寮)
133	教育庁	離島児童生徒支援センター	離島児童生徒支援センター
134	教育庁	働き方改革推進課	辺土名高校教職員住宅
135	教育庁	働き方改革推進課	北山高校教職員住宅
136	教育庁	働き方改革推進課	本部高校教職員住宅
137	教育庁	働き方改革推進課	宜野座高校教職員住宅
138	教育庁	働き方改革推進課	北部地区教職員住宅(名護商工高校教職員住宅)
139	教育庁	働き方改革推進課	北部地区教職員住宅(名護特別支援学校教職員住宅)
140	教育庁	働き方改革推進課	北部地区教職員住宅(第一住宅)
141	教育庁	働き方改革推進課	北部地区教職員住宅(第二住宅)
142	教育庁	働き方改革推進課	久米島高校教職員住宅(瑞穂寮)
143	教育庁	働き方改革推進課	久米島高校教職員住宅(兼城寮)
144	教育庁	働き方改革推進課	久米島高校教職員住宅(新瑞穂寮)
145	教育庁	働き方改革推進課	久米島高校教職員住宅(平松寮)
146	教育庁	働き方改革推進課	久米島高校教職員住宅(白百合寮)
147	教育庁	働き方改革推進課	宮古地区教職員住宅(下里)
148	教育庁	働き方改革推進課	宮古地区教職員住宅(西里)
149	教育庁	働き方改革推進課	八重山地区教職員住宅(大舛住宅)
150	教育庁	働き方改革推進課	八重山地区教職員住宅(赤生住宅)
151	教育庁	働き方改革推進課	八重山地区教職員住宅(大川団地)
152	教育庁	総合教育センター	総合教育センター
153	教育庁	県立図書館	県立図書館
154	教育庁	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター
155	教育庁	名護高等学校	名護高等学校
156	教育庁	北部農林高等学校	北部農林高等学校
157	教育庁	普天間高等学校	普天間高等学校
158	教育庁	浦添高等学校	浦添高等学校
159	教育庁	中部商業高等学校	中部商業高等学校
160	教育庁	美来工科高等学校	美来工科高等学校

	部局名	調査対象機関名	施設名
161	教育庁	中部農林高等学校	中部農林高等学校
162	教育庁	泊高等学校	泊高等学校
163	教育庁	那覇高等学校	那覇高等学校
164	教育庁	小禄高等学校	小禄高等学校
165	教育庁	那覇商業高等学校	那覇商業高等学校
166	教育庁	沖縄工業高等学校	沖縄工業高等学校
167	教育庁	沖縄水産高等学校	沖縄水産高等学校
168	教育庁	宮古総合実業高等学校	宮古総合実業高等学校
169	教育庁	八重山高等学校	八重山高等学校
170	教育庁	名護特別支援学校	名護特別支援学校
171	教育庁	沖縄ろう学校	沖縄ろう学校
172	教育庁	鏡が丘特別支援学校	鏡が丘特別支援学校
173	教育庁	森川特別支援学校	森川特別支援学校
174	教育庁	沖縄盲学校	沖縄盲学校
175	教育庁	島尻特別支援学校	島尻特別支援学校
176	教育庁	宮古特別支援学校	宮古特別支援学校
177	教育庁	八重山特別支援学校	八重山特別支援学校
178	警察本部	会計課	本部庁舎
179	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
180	警察本部	会計課	警察本部宜野湾宿舎
181	警察本部	会計課	警察本部豊見城宿舎
182	警察本部	鑑識課	鑑識管理棟庁舎
183	警察本部	免許管理課	運転免許センター本庁舎
184	警察本部	免許管理課	運転免許センター中部支所
185	警察本部	免許管理課	運転免許センター北部支所
186	警察本部	交通機動隊	交通機動隊庁舎
187	警察本部	交通機動隊	交通機動隊分駐隊庁舎（石川分駐隊）
188	警察本部	交通機動隊	交通機動隊分駐隊庁舎（名護分駐隊）
189	警察本部	警察学校	警察学校庁舎
190	警察本部	機動隊	機動隊庁舎
191	警察本部	機動隊	大田宿舎
192	警察本部	那覇警察署	那覇警察署
193	警察本部	那覇警察署	那覇宿舎
194	警察本部	那覇警察署	那覇第二宿舎
195	警察本部	豊見城警察署	豊見城警察署
196	警察本部	豊見城警察署	豊見城宿舎
197	警察本部	豊見城警察署	豊見城第二宿舎
198	警察本部	糸満警察署	糸満警察署
199	警察本部	与那原警察署	与那原警察署
200	警察本部	与那原警察署	与那原宿舎

	部局名	調査対象機関名	施設名
201	警察本部	浦添警察署	浦添警察署
202	警察本部	浦添警察署	浦添宿舎
203	警察本部	浦添警察署	浦添第二宿舎
204	警察本部	宜野湾警察署	宜野湾宿舎
205	警察本部	宜野湾警察署	宜野湾第二宿舎
206	警察本部	沖縄警察署	沖縄警察署
207	警察本部	沖縄警察署	沖縄宿舎
208	警察本部	沖縄警察署	沖縄第二宿舎
209	警察本部	嘉手納警察署	嘉手納警察署
210	警察本部	嘉手納警察署	嘉手納宿舎
211	警察本部	うるま警察署	うるま警察署
212	警察本部	うるま警察署	うるま宿舎
213	警察本部	石川警察署	石川警察署
214	警察本部	石川警察署	石川宿舎
215	警察本部	名護警察署	名護警察署
216	警察本部	名護警察署	名護第二宿舎
217	警察本部	本部警察署	本部警察署
218	警察本部	本部警察署	本部第二宿舎
219	警察本部	宮古島警察署	宮古島警察署
220	警察本部	宮古島警察署	運転免許センター宮古支所
221	警察本部	宮古島警察署	宮古荷川取宿舎
222	警察本部	宮古島警察署	宮古鏡原宿舎
223	警察本部	宮古島警察署	宮古鏡原第二宿舎
224	警察本部	八重山警察署	八重山警察署
225	警察本部	八重山警察署	運転免許センター八重山支所
226	警察本部	八重山警察署	八重山平得待機宿舎
227	警察本部	八重山警察署	八重山真栄里宿舎
228	警察本部	八重山警察署	八重山真栄里第二宿舎

別紙２

県立学校に係る調査対象機関

県立学校については、同種・類似の状況にある施設の中から一定の基準で抽出した以下の県立学校を調査対象機関とする。

１　高等学校（15校）

⑴　名護高等学校

⑵　北部農林高等学校

⑶　普天間高等学校

⑷　浦添高等学校

⑸　中部商業高等学校

⑹　美来工科高等学校

⑺　中部農林高等学校

⑻　泊高等学校

⑼　那覇高等学校

⑽　小禄高等学校

⑾　那覇商業高等学校

⑿　沖縄工業高等学校

⒀　沖縄水産高等学校

⒁　宮古総合実業高等学校

⒂　八重山高等学校

２　特別支援学校（８校）

⑴　名護特別支援学校

⑵　沖縄ろう学校

⑶　鏡が丘特別支援学校

⑷　森川特別支援学校

⑸　沖縄盲学校

⑹　島尻特別支援学校

⑺　宮古特別支援学校

⑻　八重山特別支援学校

別紙３

行政監査調査票

（令和5年行政監査　調査票A）

県有施設の安全対策について

着眼点1　施設の管理は適正に行われているか

1　**建築基準法第12条第2項（建築物）に基づく点検について**

Q1　当該建築物は建築基準法第12条第2項に基づく点検を実施しなければならない建築物に該当しますか？

1．該当する　→Q2へ
2．該当しない　→Q8へ

Q2　（Q1で、「該当する」と回答した所属へお聞きします。）
Q1の点検を実施しましたか？

1．令和4年度に実施した
2．令和2年度又は令和3年度に実施した
（1・2 →Q4へ）
3．実施していない　→Q3へ

Q3　（Q2で、「実施していない 」と回答した所属へお聞きします。）
実施していないのはなぜですか？

1．検査済証交付6年以内の施設である
2．実施しなければならないことを知らなかった
3．実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった（理由を記載願います）
4．その他（具体的に記載願います）
（1～4 →Q8へ）

Q4　（Q2で、「実施した 」と回答した所属へお聞きします。）
点検をしているのは誰ですか？

1．委託業者
2．県職員（1級・2級建築士）
3．県職員（講習を受けて資格者証の交付を受けた者）
4．県職員（実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者）
5．その他（具体的に記載願います）
（1～5 →Q5へ）

Q5　点検において、どのような要改善事項がありましたか？
＜複数選択可＞
1．なし　→Q8へ
2．敷地及び地盤の不良
3．建築物の外部（基礎、土台、外壁）の不良
4．屋上及び屋根の不良
5．建築物の内部（壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等）の不良
6．避難施設等（バルコニー、階段、防煙壁）の不良
7．その他（具体的に記載願います）
（2～7 →Q6へ）

Q6 点検結果の改善状況はどうですか？

1. 点検後1年以内に全て是正済み
2. 点検後1年を超えて全て是正済み
3. 未改善があり是正の予定（完了予定時期を記載願います）
→Q8へ（1～3）
4. 未改善があり是正の見込みが立っていない →Q7へ

Q7 （Q6で、「未改善があり是正の見込みが立っていない」と回答した所属へお聞きします。）
理由を教えてください。

＜複数選択可＞
1. 具体的な修繕方法を検討中
2. 予算の確保ができていない
3. 緊急を要しないため経過観察（緊急を要しない理由を記載願います）
4. その他（具体的に記載願います）
→Q8へ

2 建築基準法第12条第4項(建築設備等)に基づく点検について

Q8　当該建築物の建築設備等には、建築基準法第12条第4項に基づく点検を実施しなければならない建築設備等が含まれますか？

＜複数選択可＞

1. 該当する設備がある(昇降機以外の建築設備等)　}→Q9へ
2. 該当する設備がある(昇降機)　}→Q9へ
3. 該当する設備はない　→Q15へ

Q9 (Q8で、「該当する設備がある」と回答した所属へお聞きします。)令和4年度に点検を実施しましたか？

1. 実施した　→Q11へ
2. 一部実施していない　}→Q10へ
3. 実施していない　}→Q10へ

※点検対象設備の一覧に点検の実施年月日を記載した資料を提出してください。

Q10 (Q9で、「一部実施していない」又は「実施していない」と回答した所属へお聞きします。)(一部)実施していないのはなぜですか？

1. 検査済証交付2年(ただし国土交通大臣が定める点検項目については6年)以内の施設である
2. 実施しなければならないことを知らなかった
3. 実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった(理由を記載願います)
4. その他(具体的に記載願います)

→Q15へ

Q11 (Q9で、「実施した」と回答した所属へお聞きします。)点検をしているのは誰ですか？

●昇降機以外の建築設備等

1. 委託業者
2. 県職員(1級･2級建築士)
3. 県職員(講習を受けて資格者証の交付を受けた者)
4. 県職員(実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者)
5. その他(具体的に記載願います)

●昇降機

1. 委託業者
2. 県職員(1級･2級建築士)
3. 県職員(講習を受けて資格者証の交付を受けた者)
4. 県職員(実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者)
5. その他(具体的に記載願います)

→Q12へ

Q12　点検において、どのような要改善事項がありましたか？

＜複数選択可＞

1. なし　→Q15へ

2. 無窓居室、火気使用室の換気設備の不良
3. 防火ダンパ―の不良
4. 排煙設備（排煙機、可動防煙壁）の不良
5. 排煙設備に係る予備電源（自家用発電装置含む）の不良
6. 非常用の照明装置に係る自家用発電装置の不良
7. 給水及び排水設備の不良
8. 防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等の不良
9. 昇降機の不良
（種類を具体的に記載願います。＊エレベーター、エスカレーター、いす式階段昇降機など）
10. その他（具体的に記載願います）

（2.～10.）→Q13へ

Q13　点検結果の改善状況はどうですか？

1. 点検後1年以内に全て是正済み
2. 点検後1年を超えて全て是正済み
3. 未改善があり是正の予定（完了予定時期を記載願います）

（1.～3.）→Q15へ

4. 未改善があり是正の見込みが立っていない　→Q14へ

Q14（Q13で、「未改善があり是正の見込みが立っていない」と回答した所属へお聞きします。）
理由を教えてください

＜複数選択可＞

1. 具体的な修繕方法を検討中
2. 予算の確保ができていない
3. 緊急を要しないため経過観察（緊急を要しない理由を記載願います）
4. その他（具体的に記載願います）

（1.～4.）→Q15へ

3 施設の自主点検(法定点検以外の点検)について

Q15 実施要領やマニュアル等を定めて施設の自主点検を実施していますか？

※自主点検とは、施設管理者が施設の安全性や快適性を維持するために自ら行う日常点検、自己点検、緊急点検などの点検とします。
（「施設管理者のための県有施設（公共建築物）日常点検管理の手引き」（令和5年3月沖縄県総務部管財課）4頁参照）

1. 実施している →Q18へ
2. 実施していない（業者に委託又は市町村に権限移譲している場合を含む） → Q16へ

Q16 （Q15で、「実施していない 」と回答した所属へお聞きします。）
実施していないのはなぜですか？

1. 自主点検の必要性を感じていない
2. 自主点検の方法が分からない
3. 自主点検を実施する担当職員を確保できない
4. 施設の点検は業者に委託している
※契約書、仕様書の写しを提出願います（同種の施設で取扱いが同じものがある場合は、その旨記載し、一の施設の契約書等を提出してください）

（1～4 →Q18へ）

5. 施設の点検は権限移譲した市町村が実施している → Q17へ
6. その他（具体的に記載願います） →Q18へ

Q17 （Q16で、「施設の点検は権限移譲した市町村が実施している 」と回答した所属へお聞きします。）
通知、協定、要領、マニュアル等により、市町村に施設の点検方法や不具合発生時の対応方法等を示していますか

1. 示している
※市町村に示した通知等の写しを提出願います（同種の施設で取扱いが同じものがある場合は、その旨記載し、一の施設の通知等を提出してください
2. 示していない（今後の対応方針があれば記載願います）

（1～2 →Q18へ）

（令和5年行政監査　調査票B）

県有施設の安全対策について

着眼点2　施設の安全対策は適切に行われているか

1　火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

Q18　災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していますか？

1. 所属独自のものを整備している（策定年月日を記載願います）→Q19へ
2. 部局等単位で整備されたものを共有している　→Q21へ
3. 特に整備していない　→Q20へ
4. その他（具体的に記載願います）→Q21へ

※1又は2を選択した所属は、当該マニュアル等の写しを提出してください。

Q19（Q18で、「所属独自のものを整備している」と回答した所属へお聞きします。）
対応マニュアル等の定期的な見直しを行っていますか。

1. 年1回以上程度行っている
2. 2～3年に1回程度行っている
3. 4～5年に1回程度行っている
4. 関係法令、規則に改正等があった時に随時行っている（時期を決めていない）
5. 策定以降行っていない
6. その他（具体的に記載願います）

→Q21へ

Q20（Q18で、「特に整備していない」と回答した所属へお聞きします。）
今後の整備予定についてはどうですか。

1. 整備に向け作業中である
2. 整備を検討している
3. 必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である
4. 特に検討していない
5. その他（具体的に記載願います）

→Q21へ

2 施設管理に係る知識の習得及び啓発について

Q21 施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識について、どのように習得していますか？

＜複数選択可＞

1. 前任者からの引継による
2. 関係課からの通知、指導、助言による
3. 研修受講、会議参加による
4. 点検業者とのやりとりによる
5. 担当職員の資料収集･情報収集等による
6. その他（具体的に記載願います）

（1～6）→Q22へ

Q22 施設を安全に管理するための情報･認識共有の機会として、令和4年度にどのような取組を実施しましたか？

1. 研修や会議を開催又は参加した（オンラインを含む）
2. 令和4年度は実施していないが、過去に取り組みを実施したことがある

（1～2）→Q24へ

3. 過去を含め、特に取り組みをしていない →Q23へ
4. その他（具体的に記載願います） →Q24へ

※1又は2のいずれかを選択した所属は、研修等の開催要領等の写しを提出してください

Q23 （Q22で「過去を含め、特に取り組みをしていない」を選択した所属へお聞きします。）理由を教えてください

＜複数選択可＞

1. どのような研修等に参加したらよいのかわからない
2. 必要性を感じ情報収集しているが、適切な内容のものがない
3. 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施（参加）できない
4. その他（具体的に記載願います）

（1～4）→Q24へ

着眼点3　施設の運用は適切に行われているか

1　施設の維持管理等に関する意見の収集について

Q24　施設利用者、点検委託業者、権限移譲市町村から施設の維持管理の方法や業務範囲、安全性や利便性の向上等に関する意見・要望等をくみ取る取組を実施していますか？

1. 取組を実施している　→Q25へ
2. 取組を実施していない　→Q26へ

Q25 （Q24で、「取組を実施している」と回答した所属へお聞きします。）
どのような取組を実施していますか？
＜複数選択可＞

1. 施設利用者に定期的にアンケートを実施している
2. 点検委託業者や権限移譲市町村と定期的に意見交換を実施している
3. 意見箱を設置している
4. その他（具体的に記載願います）

（1～4）→Q27へ

Q26 （Q24で、「取組を実施していない」と回答した所属へお聞きします。）
取組を実施していないのはなぜですか？

1. どのような内容の意見・要望等を収集したらよいのかわからない
2. 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施していない
3. その他（具体的に記載願います）

（1～3）→Q27へ

着眼点4　施設管理の課題は把握され、その対応は適切に行われているか

1　施設管理業務を行う上での課題

Q27　修繕が必要な箇所の予算対応について、どのような体制になっていますか？

1. 緊急を要する修繕等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制となっている
2. 修繕を想定した予算は措置していないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている
3. 基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる
4. その他（具体的に記載願います）

→Q28へ

Q28　施設管理業務において苦慮している点は何ですか？

＜複数選択可＞

1. 業務が煩雑であり、わかりにくい
2. 技術職員がおらず、技術的知識がない
3. 委託等の相手方が行っている業務について、よくわからない部分がある
4. 施設が古く、毎年のように修繕・改修を要している
5. 利用者からの苦情がある
6. 特にない
7. その他（具体的に記載願います）

→Q29へ

Q29　施設管理者としての意見・要望等はありますか？

＜複数選択可＞

1. 法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしい
2. 施設管理者向けの研修を実施してほしい
3. 修繕の要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしい
4. 施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい
5. 特にない
6. その他（具体的に記載願います）

別紙４

関係規定

〇地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

〔職務〕

第百九十九条　監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

②　監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③　監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

④～⑮　（略）

〇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

〔地方自治法第百九十九条第二項の規定による監査の実施に関する必要な事項〕

第百四十条の六　地方自治法第百九十九条第二項の規定による監査の実施に当たつては、同条第三項の規定によるほか、同条第二項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

〇地方財政法（昭和23年法律第109号）（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条　地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

〇建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二　特殊建築物　学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三　建築設備　建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四～三十五　（略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条　建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して

建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一　別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二～四　（略）

２～９　（略）

（維持保全）

第八条　建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

２・３　（略）

（違反建築物に対する措置）

第九条　特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

２～15　（略）

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四　特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条　特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

２　（略）

３　前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

４　（略）

（報告、検査等）

第十二条　第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

２　国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

３　特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

４　国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

５～９　（略）

（建築物調査員資格者証）

第十二条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一　前条第一項の調査及び同条第二項の点検（次項第四号及び第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二　前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

２～４　（略）

（建築設備等検査員資格者証）

第十二条の三　建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

２　建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。

３　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

一　検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二　前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

４　（略）

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

第十八条　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十五項までの規定に定めるところによる。

２～24　（略）

25　特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第九十条の二第一項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する国の機関の長等に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

別表第一　耐火建築物等としなければならない特殊建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(略)	(略)	(略)
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)	(略)	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)	(略)	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)	(略)	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)	(略)	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		(略)	(略)
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)		(略)

○建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(抜粋)

第十四条の二　法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二　事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

第十六条　法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

一　地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物

二　劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの

三　法別表第一（い）欄（二）項又は（四）項に掲げる用途に供する建築物

四　三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

２　法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

３　法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一　第百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

二　防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（防火戸その他の防火設備）

第百九条　法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の五までにおいて同じ。）、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

２　（略）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第百十五条の三　法別表第一（い）欄の（二）項から（四）項まで及び（六）項（法第八十七条第三項において法第二十七条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　(二)項の用途に類するもの　児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）
二　(三)項の用途に類するもの　博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
三　(四)項の用途に類するもの　公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）
四　(六)項の用途に類するもの　映画スタジオ又はテレビスタジオ

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抜粋）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二　法第十二条第二項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

２　法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二　法第十二条第四項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

２　法第十八条第十八項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

〇国家賠償法（昭和22年法律第125号）（抜粋）

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第二条　道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

②　前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。